



前橋高等特別支援学校 進路だより

進路指導部



令和7年10月

NO.4

～ 3年生の面談後の手続き等について ～

障害福祉サービス事業所の通所希望申請について

～障害福祉サービスの利用申請のため、保護者の方が主体となり動いていただきます～

通所を希望する方（自立訓練、就労移行支援、就労継続A型、
就労継続B型、生活介護）が対象となります。



< 手続きの流れ >

①個別面談で希望の事業所について決定したら、各市町村の障害福祉担当窓口「利用申込書」（第3希望まで）を提出します。受付期間は11月10日（月）までです。

※前橋市については申請日時の事前予約が必要（今年度より、WEB予約のみの受付）です。

以前配布された資料からWEB予約をお願いいたします。

②相談支援事業所でサービス等利用計画を作成してもらう。

③事業所より受け入れ連絡を受けた市町村が、事業所の受け入れ状況をご家庭に連絡します。

利用する事業所名を市町村へ伝えてください。

④利用する事業所へ連絡し、利用を希望することを伝えてください。

決定次第、
学校へお知らせください

⑤市町村より障害福祉サービス利用受給者証が交付されるので、ご家庭で保管してください。

⑥利用する事業所と契約手続きを行います。

< 備考 >

※『障害福祉サービス事業所の利用（空き）状況』について、群馬県HPの「心身障害者福祉センター」内で公開をしています。現在の状況ではありませんが、参考になさってください。



ハローワークを通した手続きについて

～高卒採用のため、学校が主体となって動きます～

①会社より求人票が学校へ届きます。（ご家庭で確認をしていただきます）

②履歴書（本人が書く）や療育手帳のコピー、重度判定書等の求人応募書類を準備・提出します。

③会社担当者による選考を受けます。本人の面接になることが多いですが、保護者の同席を求められる場合もあります。

④決定した場合、内定通知書が学校へ届きます。（原本はご家庭で保管）

⑤入社日もしくは入社前に契約手続きを行います。